

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟エレベーター内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟

(2) 住所

大阪市福島区野田1丁目1番86号

(3) 利用時間

業務管理棟は、市場休開場にかかわらず年間を通じて、終日（24時間）来館可能。
エレベーターも稼働しています。

(4) 1日あたりの来館者数

約1,300人（推定）

※来館者数を保証するものではありません。

2 募集内容

(1) 募集する広告の種類

物件番号	設置場所	掲出可能な広告媒体	掲出枠
1	エレベーター内 壁面①	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠
2	エレベーター内 壁面②	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠
3	エレベーター内 壁面③	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠
4	エレベーター内 壁面④	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠
5	エレベーター内 壁面⑤	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠
6	エレベーター内 壁面⑥	B2判 縦ポスター (縦728mm×横515mm)	1枠

- ・ B2縦ポスター（縦728mm×横515mm）までのもの
- ・ ポスターフレームについては、大阪市中央卸売市場本場にて設置する。
- ・ 広告掲出箇所付近には、次の文章を表記します。
「広告に関する一切の責任は広告掲出者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」
- ・ 広告料については最低制限価格（非公表）を設けています。最低制限価格は「1日から月末まで掲出する場合」、「月の途中から月末まで掲出する場合」及び「1日から月の途中まで掲出する場合」のいずれの場合についても同じ価格を1月分として定めています。

(2) 掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日（1か月単位）とします。

広告を掲出する期間は毎月1日（9時）から月末（17時30分）までとなり、広告掲出者は掲出期間を指定できます。

3 掲出できない広告

大阪府中央卸売市場本場業務管理棟エレベーター内壁面広告掲出要領（以下「要領」という。）第2条及び第3条の各号に該当するもの。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。

5 申込み方法等

(1) 申込受付期間

掲出希望日の20日前まで

(2) 申込み方法

広告掲出申込書（要領第1号様式）をダウンロードして、必要事項を記載の上、提出してください。

（提出先）〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 業務管理棟15階

大阪市中央卸売市場本場 業務管理グループ

※申込みにあたっては要領を必ず参照してください。

※送付の場合は、中央卸売市場本場で收受した日を受付日とします。

(3) 広告掲出者の決定方法

最低制限価格以上の広告料を提示した者のうち、先着順で審査を行い、広告掲出者を決定します。

なお、同日に空き枠数を超える申込みがある場合は、17時までに申込みがあったものを同着とみなし、広告料の高いものから提出された申込書について審査を行い、広告掲出者を決定します。

ただし、広告掲出者からの広告が、掲出できない広告（規則及び要領に基づき申込内容を審査します。）に該当するなどの場合は、申込みは無効として、次に申し込みのある者を繰り上げて審査を行います。

(4) 決定通知

申込みをされた方には、中央卸売市場から掲出または非掲出の決定通知（要領第2号様式または第3号様式）を送付します。

(5) 広告掲出者の手続き

①掲出決定通知書の受領後、広告掲出許可の申請（要領第4号様式）を行っていただきます。

②広告掲出許可書（要領第5号様式）の受領後、納入通知書により広告料を納付してください。

③掲出する広告を指定された期日までに、大阪市中央卸売市場本場へ提出してください。